

(平成23年7月13日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認旭川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

5 件

厚生年金関係

5 件

旭川厚生年金 事案 862

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年3月頃から同年9月頃まで

昭和20年3月に卒業後、A署（その後、B署。現在は、C局D署）への辞令のようなものを学校から渡された。

できるだけ早く出勤するよう言われ、同級生の中では一番早くに出勤し、E担当として勤務していた。

同僚の中には、昭和20年4月分からの厚生年金保険の加入期間に係る年金を支給されている人もいるようなので、自分も厚生年金保険に加入していたはずである。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶していた同僚の証言から、期間は特定できないものの、申立人が、申立期間当時、A署で勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、適用事業所名簿によれば、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和32年5月1日であり、それより前の期間において、当該事業所が適用事業所になった記録は見当たらない。

また、申立人が一緒に働き始めた同級生の同僚として名前を挙げた二人には、申立期間に係る厚生年金保険の加入記録は無く、この二人からは、厚生年金保険に未加入となっている期間において、給与から厚生年金保険料が控除されていた旨の証言等も得られなかった。

さらに、C局D署からは、「当時の書類等は残っておらず、当時の取扱いについては不明である。」との回答を得ている。

加えて、申立人が昭和20年4月分からの加入記録に係る年金が支給されている同僚として名前を挙げた者は、申立期間において、申立人とは別の事業

所で勤務していたと述べている上、オンライン記録において、申立期間当時に共済年金に加入している記録が確認できることから、申立人とは勤務状況等が異なる働き方であったと考えられる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

旭川厚生年金 事案863

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年5月24日から49年4月30日まで
当時住んでいた家の近所に、申立期間に係る事業所であるA事業所があったので、5年くらい勤務していたが体調が悪くなり退職した。
脱退手当金をもらったことは無いので、申立期間について記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金を支給したことを意味する「脱退手当金 18,926円」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日（昭和49年4月30日）から約6か月後の昭和49年10月18日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人が受給した記憶が無いというほかに、申立人が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

なお、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするところ、申立期間の前の被保険者期間については、その計算の基礎とされておらず、未請求となっているが、この未請求となっている被保険者期間については、申立期間とは別の記号番号で管理されており、当該記号番号が統合処理されたのは平成6年6月20日であることが確認できることから、当該一部未請求となっていることが直ちに不自然であるとまでは言えない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年7月1日から38年5月15日まで
② 昭和39年8月1日から45年6月28日まで

60歳前に年金の手続のため社会保険事務所(当時)に行ったときに、A株式会社で厚生年金保険に加入していた申立期間①及び②の被保険者期間に係る脱退手当金をもらったことになっていることを初めて知り、脱退手当金をもらった記憶は無いと言ったが、相手にしてもらえなかった。

脱退手当金を受給した記憶は無いので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間②に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金を支給したことを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日(昭和45年6月28日)から約10か月後の昭和46年4月12日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

このほか、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに申立人が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 3 月 1 日から 43 年 1 月 21 日まで
株式会社Aを、結婚準備のため退職したが、当時、脱退手当金の制度については知らなかったし、脱退手当金を請求したことも受給したことも無いので、申立期間について記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金を支給したことを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日（昭和 43 年 1 月 21 日）から約 2 か月後の昭和 43 年 3 月 22 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに申立人が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

なお、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするところ、申立期間の前の被保険者期間については、その計算の基礎とされておらず、未請求となっているが、この未請求となっている被保険者期間については、申立期間とは別の記号番号で管理されており、オンライン記録によれば、当該記号番号が統合処理されたのは平成 13 年 10 月 9 日であることが確認できることから、当該一部未請求となっていることが直ちに不自然であるとまでは言えない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年6月1日から38年3月1日まで
② 昭和38年3月1日から39年11月19日まで
③ 昭和39年12月1日から42年11月1日まで

脱退手当金という給付制度を知らなかったが、日本年金機構から届いた脱退手当金の確認はがきを見て、A株式会社B営業所（申立期間①）、C有限会社（申立期間②）及び財団法人D会E支部F業務所（申立期間③）において、厚生年金保険に加入していた期間に係る脱退手当金を受給したことになることを知ったが、脱退手当金は一度も、もらった記憶が無い。

全ての申立期間について、脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間③に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金を支給したことを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間①から③までの脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、申立期間③に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日（昭和42年11月1日）から約3か月後の昭和43年1月20日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人からの回答においても、脱退手当金を受給した記憶が無いとの主張のほかに、申立人が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

なお、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保

険者期間をその計算の基礎とするところ、申立期間①の前の被保険者期間については、その計算の基礎とされておらず、未請求となっているが、この未請求となっている被保険者期間については、申立期間①から③までとは別の記号番号で管理されており、オンライン記録において、当該記号番号が統合処理されたのは平成7年12月18日であることが確認できることから、当該一部未請求となっていることが直ちに不自然であるとまでは言えない。